

# 70歳以上の 高額療養費の上限額が変わります

70歳以上の国保加入者、  
後期高齢者医療保険加入者へ

☎ 国保年金課 ☎ 055-948-2905

ひと月に支払った医療費が決められた上限額を超えた場合、申請により超えた分を「高額療養費」として支給します。8月から、上限額が以下のように変わります。

適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)		
現役 並み	課税所得 145万円以上 の人	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数回 44,400円>※2		
			課税所得 145万円未満 の人 ※1	14,000円 <年間上限 144,000円> ※3	57,600円 <多数回 44,400円>※2
			II 住民税非課 税世帯	24,600円	
住民税 非課税	I 住民税非課 税世帯(年 金収入80万 円以下など)	8,000円	15,000円		

8月  
から

適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
III 課税所得 690万円以上 の人	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <多数回140,100円> ※2		
II 課税所得 380万円以上 の人 ※4	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <多数回93,000円> ※2		
I 課税所得 145万円以上 の人 ※4	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円> ※2		
課税所得 145万円未満の 人 ※1	18,000円 <年間上限 144,000円> ※3	57,600円 <多数回 44,400円>※2	
II 住民税非課 税世帯		24,600円	
I 住民税非課 税世帯(年 金収入80万 円以下など)	8,000円	15,000円	

- ※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。
- ※2 過去12カ月以内に3回以上上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり上限額が下がります。
- ※3 平成30年8月1日から平成31年7月31日までの年間上限144,000円
- ※4 現役並みI・IIの人は「限度額適用認定証」を病院などの窓口に表示することで、それぞれの所得区分に応じた自己負担限度額が適用されます。限度額適用認定証の申請は、国保年金課で受け付けます。

7月は、強調月間です

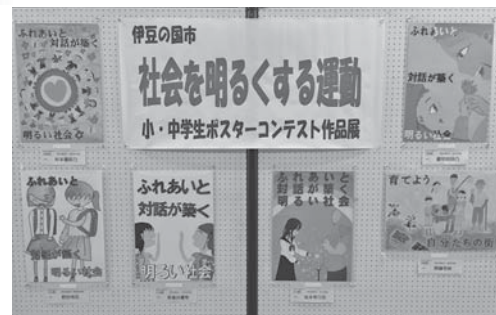
## 社会を明るくする運動

この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

この運動に合わせ、市内小・中学生から募集したポスターの優秀作品をアピタ大仁店に展示します。ぜひご覧ください。

展示期間/6月29日(金)~7月31日(火)

☎ 社会福祉課 ☎ 0558-76-8036



平成29年度の作品です

# 国民年金の 保険料免除・納付猶予申請

国民年金を納めることが  
難しいという人へ

☎ 三島年金事務所 ☎ 055-973-1166

日本年金機構のホームページ

http://www.nenkin.go.jp/



平成30年度月額  
**16,340円**

本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合に、保険料免除・納付猶予ができます。保険料を納めることが経済的に難しいときは、申請してください。

※日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人は、公的年金への加入が義務づけられています。自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人などは、国民年金の保険料を自分で納付しなければなりません。保険料を納めないままにしておくと、老齢基礎年金やいざというときの障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。

## 平成30年度 国民年金の保険料免除・納付猶予申請は、 7月から受付開始します

申請先/国保年金課(葦山・大仁支所では受付不可)。

持ち物/

- ①年金手帳
- ②認印(本人が署名する場合は不要)
- ③失業した人は雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票
- ④学生の場合は学生証のコピー(両面)か学証明書(原本)

申請に関する問い合わせ先/国保年金課 ☎ 055-948-2905

## 日本年金機構からのお知らせ

年金相談・手続きの際は、基礎年金番号のわかるものを用意し、予約相談をご利用ください。

○ねんきんダイヤル

受付時間/平日8:30~17:15(月曜日のみ19:00まで)

☎ 0570-05-1165

○予約受付専用電話(来訪相談の予約)

受付時間/平日8:30~17:15

☎ 0570-05-4890

国民健康保険税が  
賦課されている人へ

## 国民健康保険税の 軽減対象となる所得基準額 が変わります

☎ 国保年金課  
☎ 055(948)2905

国民健康保険税は、市が国民健康保険事業を運営するために、国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主に対して賦課する税です。平成30年度から軽減基準額が変わりますのでお知らせします。なお、平成30年度の国民健康保険税の納税通知書は7月中旬に郵送します。

### ●平成30年度の改正内容

・低所得世帯に対する軽減対象の範囲が拡充されます。

軽減割合	基準となる所得金額	
	改正前	改正後
軽減	33万円以下	33万円以下 (改正なし)
2割軽減	33万円+49万円×被保険者数※以下	33万円+50万円×被保険者数※以下
5割軽減	33万円+27万円×被保険者数※以下	33万円+27万5千円×被保険者数※以下
7割軽減	33万円以下	33万円以下 (改正なし)

【軽減対象になる所得基準額】

※被保険者数には、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行し、その後も継続して同一の世帯に属する人(特定同一世帯所属者)を含む。